

兵庫県公報

平成24年7月6日 金曜日 第2403号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 救急病院の認定（医務課）	1
○ 救急業務に関し協力する旨の申出の撤回（同）	2
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（豊かな森づくり課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更許可申請の概要（水大気課）	5
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（都市政策課）	6
公 告	
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（東播磨県民局）	6
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（北播磨県民局）	7
○ 同 上（都市計画課）	8
○ 同 上（丹波県民局）	9
○ 大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要（都市計画課）	11
病院局公告	
○ 入札公告	16
公安委員会規則	
○ 兵庫県道路交通法施行細則及び金属くず営業条例施行規則の一部を改正する規則	22

公布された法令のあらまし

●兵庫県道路交通法施行細則及び金属くず営業条例施行規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第6号）
住民基本台帳法の一部改正により一定の要件に該当する外国人についても同法の適用を受けるようになること、及び出入国管理及び難民認定法の一部改正、外国人登録法の廃止等により外国人の在留管理に係る制度が改められることに伴い、関係規程について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第893号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成24年7月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- | | | |
|---|---------|-------------------|
| 1 | 名 称 | 国家公務員共済組合連合会 六甲病院 |
| | 所在地 | 神戸市灘区土山町5-1 |
| | 認定年月日 | 平成24年5月9日 |
| | 認定の有効期限 | 平成27年5月8日 |
| 2 | 名 称 | 医療法人社団綱島会 厚生病院 |
| | 所在地 | 姫路市御立西4丁目1-25 |
| | 認定年月日 | 平成24年7月1日 |
| | 認定の有効期限 | 平成27年6月30日 |

3 名 称 医療法人社団仁恵会 石井病院
 所 在 地 明石市天文町1丁目5-11
 認 定 年 月 日 平成24年6月1日
 認定の有効期限 平成27年5月31日



兵庫県告示第894号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が、次の医療機関により撤回された。

平成24年7月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名 称 山田脳神経外科医院
 所 在 地 姫路市東辻井4丁目10番16号
 撤 回 年 月 日 平成24年7月1日



兵庫県告示第895号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年7月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
丹波市氷上町三方字親父畔2045の2、2045の3（次の図に示す部分に限る。）、2045の6、2045の7
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第896号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年7月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
丹波市氷上町三方字郷附2046の1から2046の3まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、2046の4、2046の5
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第897号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 7月 6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
丹波市氷上町三方字三ツケ谷2047の1（次の図に示す部分に限る。）、2047の2から2047の20まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第898号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 7月 6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
丹波市氷上町香良字タキナメラ2102の5
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第899号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 7月 6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
丹波市氷上町香良字タキナメラ2102の1から2102の4まで、2102の6、2102の7
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第900号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 7月 6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
丹波市氷上町香良字イリズミ2105の1、2105の5から2105の7まで
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第901号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 7月 6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
丹波市氷上町三方字三ツケ谷2047の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第902号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年 7月 6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
キッコーマン食品株式会社 高砂工場
高砂市荒井町新浜1丁目1番1号
工場長 福 島 弥 一
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
キッコーマン食品株式会社 高砂工場
高砂市荒井町新浜1丁目1番1号
- (3) 排出水の汚染状態及び量

変 更 前 後 の 区 分		変 更 前					変 更 後				
排 水 口 名		No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	A1~F14	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	A1~F14
排 水 量 (単位 m ³ /日)	通 常	2,592	1,160	16	752	雨 水 専 用 排 水 口	変 更 な し	1,176	雨 水 専 用 排 水 口	変 更 な し	変 更 な し
	最 大	3,240	3,700	20	940			3,720			
水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	通 常	6~8	6~8	6~8	6~8			6~8			
	最 大	6~8	6~8	6~8	6~8			6~8			
生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	通 常	—	6	4	8			6			
	最 大	—	10	8	10			10			
化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	通 常	25	6	6	8			6			
	最 大	41	10	10	10			10			
浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	通 常	25	7	5	5			7			
	最 大	35	12	10	10			12			
窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	18	4	4	4	4					
	最 大	26	8	8	8	8					
り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	1.6	0.3	0.3	0.3	0.3					
	最 大	5	0.6	0.6	0.6	0.6					

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数
50台
- (2) 駐輪場の収容台数
24台
- (3) 荷さばき施設の面積
40平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量
13.5立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後 9 時45分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 9 時30分から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出入口 2 箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後10時まで

8 届出年月日

平成24年 6 月11日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
兵庫県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間
平成24年 7 月 6 日から 4 月間

10 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
平成24年11月 6 日
- (2) 提出先
東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97— 1



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成24年 7 月 6 日

北播磨県民局長 竹 本 明 正

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アクロスプラザ西脇
所在地 西脇市高田井町55— 1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 大和情報サービス株式会社
代表者の氏名 藤 田 勝 幸
住所 東京都台東区上野七丁目14番 4 号

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称 大和情報サービス株式会社
代表者の氏名 福 島 長 男
住所 東京都台東区上野七丁目14番 4 号

(2) 変更後

名称 大和情報サービス株式会社
代表者の氏名 藤 田 勝 幸
住所 東京都台東区上野七丁目14番 4 号

4 変更した年月日

平成24年 4 月 2 日

5 届出年月日

平成24年 5 月31日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成24年 7 月 6 日から 4 月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成24年11月 6 日

(2) 提出先

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
〒673-1431 加東市社字西柿1075— 2



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成24年 7 月 6 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 日高ショッピングタウン
所在地 豊岡市日高町土居字野田367

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 マックスバリュ西日本株式会社
代表者の氏名 岩 本 隆 雄
住所 姫路市三左衛門堀東の町121番地

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 マックスバリュ西日本株式会社
代表者の氏名 藤 本 昭
住所 姫路市北条口四丁目 4 番地

イ 変更後

名称 マックスバリュ西日本株式会社

代表者の氏名 岩 本 隆 雄
住所 姫路市三左衛門堀東の町121番地

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ア 変更前

名称	代表者の氏名	住所
マックスバリュ西日本株式会社	藤 本 昭	姫路市北条口 4-4

- イ 変更後

名称	代表者の氏名	住所
マックスバリュ西日本株式会社	岩 本 隆 雄	姫路市三左衛門堀東の町121
株式会社ワッツオースリー販売	越 智 正 直	大阪市中央区城見 1-4-70

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- ア 変更前

開店時刻 午前 9 時
閉店時刻 翌午前 0 時

- イ 変更後

開店時刻 午前 7 時
閉店時刻 翌午前 0 時

- (4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- ア 変更前

午前 8 時45分から翌午前 0 時15分まで

- イ 変更後

午前 6 時45分から翌午前 0 時15分まで

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成23年10月 3 日ほか
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成23年10月 3 日ほか
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
平成24年 6 月 1 日
- (4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
平成24年 6 月 1 日

5 届出年月日

平成24年 5 月30日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第 1 課
- (2) 縦覧期間
平成24年 7 月 6 日から 4 月間

7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
平成24年11月 6 日
- (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域

の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成24年 7月 6日

丹波県民局長 梅 谷 順 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ラ・ムー篠山ショッピングセンター

所在地 篠山市東岡屋字馬場屋敷404番1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 大黒天物産株式会社

代表者の氏名 大 賀 昭 司

住所 岡山県倉敷市堀南704番地の5

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前

(仮称) ラ・ムー篠山ショッピングセンター

イ 変更後

ラ・ムー篠山ショッピングセンター

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	代表者の氏名	住所
大黒天物産株式会社	大 賀 昭 司	岡山県倉敷市堀南704番地の5
外未定		

イ 変更後

名称	代表者の氏名	住所
大黒天物産株式会社	大 賀 昭 司	岡山県倉敷市堀南704番地の5
株式会社サンドラッグ	才 津 達 郎	東京都府中市若松町一丁目38番地の1

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
大黒天物産株式会社	午前6時	翌午前0時

イ 変更後

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
大黒天物産株式会社 株式会社サンドラッグ	24時間営業	

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前5時30分から翌午前0時30分まで

イ 変更後

24時間

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗の名称

平成23年3月10日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成23年3月10日

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

平成24年6月1日

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

平成24年6月1日

- 5 届出年月日
平成24年 5月28日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間
平成24年 7月 6日から 4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限
平成24年11月 6日
- (2) 提出先
兵庫県丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課
〒669-3309 丹波市柏原町柏原688



大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要及び第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成24年 7月 6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イオンタウン氷上ショッピングセンター
所在地 丹波市氷上町石生字牛ノ木2011番2ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により丹波市から聴取した意見の概要
- (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
- ア 同店舗新設の届出書における稲継交差点のピーク時の現況交通量が、本市調査の交通量（平日）並びに同時期に出店予定の他店舗が調査した交通量と比較して少なく、その乖離も大きいと思われる。そのため、ピーク時の現況交通量の再調査を行い、交差点需要率の再算定を求める。また、再調査・再算定の結果を踏まえて必要な対策を講じること。
- イ 開店後の交通量など、調査・予測した結果と大きく乖離があり、生活環境に大きな影響がある場合は、再調査・再予測と追加的な対策を講じること。また、その際には、本市及び道路管理者と十分な対策を協議すること。
- ウ 来退店経路を変更する場合等は、関係機関と十分協議し、関係自治会や関係者に十分説明を行うこと。
- (2) 周辺地域の住民の利便等の確保に係る事項
- 深夜の店内及び場内が青少年のたまり場にならないように、駐車場等の照明の点灯や警備員の巡回を行い、青少年の非行防止への対策を講じること。
- (3) 騒音の発生その他周辺の地域の生活環境に係る事項
- ア 届出の来退店経路と出入口の入出庫の方法を厳守し、敷地内掲示や案内看板、広告チラシ等により繰り返し周知徹底を図ること。さらに、繁忙期には出入口及び通学路等、交通安全上重要な地点に交通整理員を配置し、安全かつ円滑な経路の誘導と入出庫の対策を講じること。
- イ C方面からの来退店経路（坂交差点～水分れ交差点～東小学校前～交差点E～工業団地内）及びB方面からの来退店経路（市辺交差点～交差点D～交差点E～工業団地内）には、歩道が未整備の区間や普段から通勤車両等の往来が多いため、通勤・通学時等の歩行者の安全確保に十分注意するよう来店者に周知徹底を図ること。
- ウ 届出の来退店経路に混雑が発生した場合、それを迂回する車両が周辺道路へ進入することが予想されるため、「通り抜け禁止」の看板の設置や、必要に応じて交通誘導員を配置するなどの対策を講じること。
- エ 同店舗で計画している24時間営業は、来退店経路での騒音が懸念されるほか、周辺企業の防犯面に対する不安を与えるため、夜間の営業時間の短縮に配慮すること。
- オ 周辺住民等の苦情に対しては誠意を持って迅速に対応すること。

(4) その他の配慮事項

- ア 残地（計画地北側）の定期的な除草については、所有者・管理者の責任で確実に実施すること。
- イ 廃棄物については、周辺の生活環境の保全上、支障のない方法により適正に処理すること。特に生ごみの排出については、周辺への悪臭の発散等を防止するため適正な管理に努めること。
- ウ 計画地周辺の施設の立地状況及び計画地が存する区域の特性（氷上工業団地内）に鑑み、周辺企業の操業環境の保全に充分配慮すること。また、工業団地内での事業活動を円滑にするため、工業団地会への加入に配慮すること。

3 同法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要

意見書提出者名	意見の概要
<p>株式会社丹波の森ショッピングタウン 代表取締役 前 川 隆 正</p>	<p>設置者は同店舗新設の届出書における将来交通量の予測数値について「近隣計画店舗の発生集中交通量を加算した結果とする。」としているが、届出書作成時には予測数値の範囲を超えないも、大型3店舗の出店が予測ではなく、現実的となった以上、近隣計画店舗の規模・計画を数値加算し、現況交通量の再調査及び各数値の再算出を行い、「大規模小売店舗立地法届出に必要な調査や予測評価」をより明確化されるよう意見する。</p> <p>また、同店舗新設の届出書における稲継交差点の交差点処理計画について、「(仮称) ケーズデンキ丹波氷上店」新設の届出書に添付されている交通検討書と比較して、現況交差点需要率を平日0.150、休日0.195低く算定しており、出店後の休日評価については0.06低く算定している。調査日は異なるも交差点需要率の算定基準となる現況数値の大幅な差異は、結果数値に大きく影響するもので、場合によっては需要率1.0を上回る可能性も否めない。同一地域の同交差点における調査結果として、このような数値差が生じることは現況数値の正確性に疑問が残る。少なくとも「ケーズデンキ丹波氷上店」より後発出店となる設置者に対して、現況交通量の再調査及び各数値の再算出を行うよう意見する。</p> <p>また、同店舗の出店計画地は、丹波市が定める丹波市総合計画〈基本構想〉において、工業企業誘致を推進する氷上工業団地内に位置しており、将来的に工業企業が充足される地域であるが、設置者は「対象交差点を含む路線の交通量に大きな変化は見込まれない」、「将来交通量の伸び率は見込まず」との前提で数値を算出しており、丹波市の工業企業誘致による従業員通勤車両や工業車両等の交通量増加を加算しておらず、丹波市総合計画〈基本構想〉を何ら尊重することなく数値を算定したと言わざるを得ない。設置者に対して、丹波市総合計画〈基本構想〉に従い、出店計画地が将来的に丹波市の工業拠点となることを踏まえ、数値の再算出を行うよう意見する。</p> <p>また、入口の入庫台数について、設置者は平成24年3月5日に開催された近隣住民説明会における「店舗業態、入居予定テナントは何か？」の問いについて「未定である」と回答した。しかしながら、広域集客効果の高いテナント、また飲食店等の時間消費型の特性の強いテナントが入居した場合、「方面別ピーク時自動車来店台数」及び「駐車場出入口来店台数」の算出数値が大幅に増加することが予測される。これによって、ピーク時には駐車場不足となり、国道176号及び設定された来店経路の負荷が大きくなり、渋滞となる可能性がある。入居テナントが</p>

	<p>未定段階で算出された数値は算定根拠に欠けるものであり、設置者は「店舗業態」「入居テナント」の計画を明確にし、商圏範囲の再設定及び数値の再算出を行うべきであると意見する。</p> <p>また、設置者が設定した国道175号（春日方面）及び地方道7号からのアクセス経路は、東小学校・東保育園区の児童をはじめとする学童の通学路であり、交通安全上の問題が生じることが予想される。地元生郷自治振興会もこの交通安全上の問題を懸念され、現在、歩道拡幅・横断歩道設置・信号機設置などを丹波市及び警察に要望されているが、未整備の段階でアクセス経路に設定し開業することは、安心・安全な暮らしを願う地元住民の意思を軽視するものと意見する。</p> <p>以上の理由により設置者に対し次の対応を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 アクセス経路の設定の再検討 2 方面別ピーク時自動車来店台数の設定の再算出 3 方面別自動車台数の設定の再検討 4 入口の入庫台数の再算出 5 交通量調査の再実施 6 交通渋滞の緩和対策として店舗規模縮小の検討 7 地元生郷自治振興会の市・警察署への要望事項が認可され、整備されるまで出店延期を検討
<p>氷上工業団地会 代表 大日電子株式会社総務管理部 野 中 英 輝</p>	<p>当該店舗新設に際し、氷上町工業団地各企業勤務者の安全確保、同団地の環境保全、同団地各企業の物流の円滑化及び同団地との協力体制保持の観点から以下の対応をお願いする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 信号機2箇所の設置（出店計画地の南交差点と北交差点） 2 工業団地内横断歩道の設置 3 工業団地内通り抜け禁止看板設置と来店客への周知徹底（鶴原製菓から氷上製作所方面） 4 営業時間の短縮（24時間営業ではなく8時から24時までの営業とする。） 5 工業団地内各道路に街灯の設置（防犯対策） 6 残地の定期的な除草（環境保全） 7 食品くずと汚染処理の確実な実施 8 来店客の団地内違法駐車取締り 9 工業団地会への加入（管理会社）
<p>丹波市商工会 会長 大 地 但</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 氷上工業団地周辺への交通安全対策と防犯対策 <p>丹波市総合計画後期基本計画の中でも重点施策として位置づけられている企業誘致は、市内工業団地を中心に推進されており、その中で氷上工業団地も産業集積促進地区に指定されている。このため大型小売店舗の出店は、今後の企業誘致事業の推進に支障をきたすことが懸念される。</p> <p>特に工業団地内における一般車両の増加により、工業団地企業へ搬出入する大型車両や地元住民又は同店舗の来店客に対しての交通安全対策が課題となる。また、夜間における防犯対策も課題となる。設置者は、これら「安心安全」を高めるため、誘導員や案内板設置などの適切な対策を実行していただきたい。</p>

	<p>2 基幹道路の交通量調査実施</p> <p>同店舗新設の届出書における来店者の分布範囲の設定・分割及び周辺地に開店済または開店予定の店舗の影響について疑問があることから、稲継交差点の将来の需要率が0.9を超える状況が見込まれる。また、通勤時間帯や土日祝日のピーク時の交通停滞の発生は、周辺住宅地や氷上工業団地内への迂回進入車両の増加や、緊急車両の運行上の大きな支障となることが懸念される。同時に丹波市にとって最大の集客地でありながら、停滞により敬遠されるような状況になれば地元住民や事業者への影響は計り知れないものとなる。よって交通停滞の予防に努める具体策を示し実施していただきたい。また、開店3箇月以内に交通量調査を実施し、計画の検証と確たる現状把握を基に今後の対策を反映していただきたい。</p> <p>3 協議会への参画</p> <p>当該地は、「丹波市都市計画マスタープラン全体構想」における広域拠点の中に位置する。市内外から多くの人やモノが集まる、にぎわいと活力の中心拠点として目標に合致した地域作りをしなければならない。そのためにも行政、地元住民、商工業者を含めた協議会が必要であり参画していただきたい。</p>
<p>株式会社タンバンベルグ 代表取締役 辻 康 信</p>	<p>設置者は以下の1から7のことについて、計画内容の精査を行った上、交通渋滞により想定される悪影響についての事前対策を実施するとともに、地域機能との調和を図るため、開店後も設置者、地域生活者、地域商工業者を含めた協議会を設置し、定期的な意見交換をもって、地域生活者の安全・安心の確立と、地域産業の発展に努めるべきである。</p> <p>1 設置者が計画する店舗の業態が「ザ・ビッグエクストラ」である場合、来店者の分布範囲は届出書に記載している店舗を中心とした半径5.0kmとは考えられず、設置者の他の同業態既存店の売上規模及び売場面積を基準に想定される分布範囲及び世帯数に基づいて、方面別ピーク時自動車来店台数と駐車場出入口別来店台数の再算出を行った上、交差点処理能力を再算出するよう要望する。</p> <p>2 主要地方道7号を南下し計画地へ向かうアクセス経路が、氷上町市辺の分岐地点において一部周辺市道を通る経路設定となっているが、最短距離である主要地方道7号を南下する経路にて、交差点処理能力を再算出するよう要望する。</p> <p>3 明確に車道と歩道の区別がなされていない通学路が含まれる国道175号を来店経路として設定しているため、来店経路を国道176号に変更した上、交差点処理能力を再算出するよう要望する。</p> <p>4 来店者が同店舗へ向かう経路については、最短距離及び時間距離と現状の道路選択傾向に基づく客観的指向に基づいて設定した上、交差点処理能力を再算出するよう要望する。</p> <p>5 前記1から4による再算出・再設定を行った上、ゾーン別世帯数構成比の再算定、来退店経路図の作成、方面別ピーク時自動車来店台数と駐車場出入口別来店台数の再算出、交差</p>

	<p>点AからFについての現況と開店後の方向別交通量及び交差点需要率の比較、出入口①と交差点Bの許容交通容量の再評価を行うことを要望する。</p> <p>6 稲継交差点北流入右折の休日の将来混雑度予測が1.117と0.9を大きく上回り、北流入直進・左折の数値も0.911となっていることから、北流入右折の車線は大幅な渋滞が発生することが想定される。北流入右折の車線の滞留車両が北流入直進・左折の車線にも影響を及ぼし、北流入の車線が事実上、南進困難となることが考えられるので、このことへの対策を要望する。</p> <p>7 来退店経路の周知を図った実績を開店後3年間定期的に丹波市に提出するものとし、開店後3箇月以内を目処に再度交通量調査を行い、計画書にある予測値との乖離がないか、また、乖離があった場合はその対策を丹波市他関連機関と協議し実施することを要望する。</p>
<p>生郷自治振興会 会長 里 尚</p>	<p>1 来退店経路の交通安全上の配慮に係わる事項</p> <p>(1) C方面の来退店経路はスクールゾーンであり、生郷校区のこども達が毎日徒歩通学し、登下校の時間帯は学校、幼稚園児が集中する所である。歩道の未整備部分が多く、地域の交通安全上重大な影響を及ぼす事が懸念され、先の亀岡市の事故を教訓として通学ルートの特検を進めているところである。また、東小学校に隣接して東保育園、しろやま児童館もあり、保護者送迎も混雑している。特に東小学校前の横断歩道橋につながる周辺は歩道の幅が未整備で1mに満たず、集団登下校のため極めて危険度が高く、保護者や地域住民一体となり見守り活動を行い、子供の交通事故予防に努めている。また、来退店経路である国道175号上では自転車通学途中の高校生と歩行者の接触事故もあったことから、そこに来退店通行車両が増加すると重大事故の危険度が増し好ましくない。以上のことから、来退店経路の選定については、通学時間帯の通行規制や交通誘導員配置の強化、更には来退店経路の分散も含め再検討を求め</p> <p>(2) 交差点BとEは、今回の大規模小売店舗の進出計画以前から地元自治会として信号機設置の要望をしている危険箇所であり、店舗開店に合わせ設置されるよう関係各所に進言されたい。</p> <p>(3) この地域は従来から稲継交差点の渋滞が日常化しており国道176号を避けるために周辺生活道路を抜け道として通行する車両が多い。「通り抜け禁止」の看板設置や必要に応じて適所に交通誘導員を配置するなど対策を講じること。</p> <p>(4) 市内には池田記念墓地があり、篠山、柏原方面から国道176号を利用又は豊岡道氷上ICを下車しての墓参者が多い。時期により当該道路の交通量が急増する事もあり、交通整理員の増員を一層配慮されたい。</p> <p>2 騒音、その他周辺地域の生活環境に係わる事項</p> <p>(1) 資材搬入の大型車両など近隣経路を含め騒音が懸念され</p>

	<p>るため、工業団地内企業や周辺住民への配慮を願う。</p> <p>(2) 一般的地域周辺店舗に準じた開店、閉店時間を希望する。</p> <p>3 防犯・防災に係わる事項 店内、場内が青少年のたまり場とならないように、場内並びに周辺の照明の確保、防犯カメラの設置、警備員による点検など、青少年非行防止対策を講じること。</p> <p>4 地域自治会活動への参画に関する事項 生郷自治振興会、地元自治会並びに氷上工業団地会の自治会活動、運営に協力し、共に地域の発展に寄与されるよう期待する。</p> <p>5 その他の配慮に係わる事項 開店後、交通量など想定外の環境変化が生じた時は、市、地元と共に協議を行い、追加的な対策を講じること。</p>
--	---

4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成24年7月6日から1月間

病 院 局 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年7月6日

兵庫県病院事業 契約担当者
 兵庫県病院事業管理者 前 田 盛

1 入札に付する事項

(1) 工事名

県立尼崎・塚口統合新病院第1期建築工事

(2) 工事場所

尼崎市東難波町2丁目176番1

(3) 工事概要

病院棟	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造及び鉄筋コンクリート造		
	地上11階地下1階塔屋2階建	延床面積	77,310.66㎡
仮設保育所棟	鉄骨造 平屋建	延床面積	198.74㎡
駐輪場1	鉄骨造 平屋建	延床面積	84.00㎡
駐輪場2	鉄骨造 平屋建	延床面積	84.00㎡
備蓄倉庫1	鉄骨造 平屋建	延床面積	45.31㎡
備蓄倉庫2	鉄骨造 平屋建	延床面積	45.31㎡
屋外附帯工事	(囲障、舗装、排水、植栽、その他工作物) 一式		
解体工事	(解体建物延床面積合計 19,930.15㎡)		
・恵沢館	鉄筋コンクリート造 地上2階建	延床面積	336.00㎡
・部室	鉄骨造 地上2階建	延床面積	262.00㎡
・視聴覚室	鉄骨造 平屋建	延床面積	134.00㎡
・南館	鉄筋コンクリート造 地上4階建	延床面積	1,164.00㎡
・渡廊下1	鉄筋コンクリート造 地上3階建	延床面積	84.15㎡
・体育館	鉄筋コンクリート造 地上3階建	延床面積	2,952.00㎡
・東館	鉄筋コンクリート造 地上4階建	延床面積	4,168.00㎡

・便所	鉄筋コンクリート造	地上2階建	延床面積	106.00㎡
・電算室	鉄筋コンクリート造	地上3階地下1階建	延床面積	2,727.00㎡
・渡廊下2	鉄筋コンクリート造	地上2階建	延床面積	212.00㎡
・西館	鉄筋コンクリート造	地上3階建	延床面積	2,292.00㎡
・本館	鉄筋コンクリート造	地上3階建	延床面積	2,576.00㎡
・渡廊下4	鉄筋コンクリート造	地上2階建	延床面積	75.00㎡
・食堂	鉄骨造	地上2階建	延床面積	540.00㎡
・商業科本館	鉄筋コンクリート造	地上4階建	延床面積	2,302.00㎡
・外構撤去	(圍障、舗装、排水、植栽、その他工作物)		一式	
・電気設備撤去	一式			
・機械設備撤去	一式			

(4) 工期

平成26年11月28日(金)限り

(5) 電子入札の実施

本件入札に係る入札参加申込み及び入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。

なお、紙による入札参加申込み又は紙による入札を希望する者は、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加申込み及び入札を行うことができる。

(6) 技術提案の受付

本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の適用工事である。

2 応募方法

特別共同企業体による。

3 入札参加資格

本工事の入札に参加することができる資格を有する者は、昭和41年兵庫県告示第149号(一般競争入札等に参加する者に必要な資格等)に基づく兵庫県の工事契約に係る競争入札参加資格取得(登録)者又は入札書の提出期限日までに入札参加資格を取得(登録)した者で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 特別共同企業体の構成員の資格要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限(以下「入札参加資格制限」という。)に該当しないこと。

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

ウ 兵庫県の建設工事の一般競争入札参加資格を取得(登録)しており、その工種が建築一式工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日(平成24年9月中旬予定)まであること。また、確認基準日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までに失効する場合は、確認基準日において既に新たな総合評定値通知書を請求しており、かつ、入札日において契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

なお、総合評定値通知に係る請求手続中等である場合は、許可担当部局の受付印のある請求書等の写しを添付すること。

オ 建設業法の規定による建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が、代表構成員にあつては1,200点以上、その他の構成員にあつては1,030点以上であること。

カ 平成9年度以降に、代表構成員にあつては1棟又は同時施工で2棟以上の合計の延床面積が、61,800平方メートル以上の、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、かつ、地上10階建て以上の建築物の新築、改築又は増築工事を、その他の構成員にあつては1棟又は同時施工で2棟以上の合計の延床面積が7,700平方メートル以上の、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、かつ、地上5階建て以上の建築物の新築、改築又は増築工事をそれぞれ元請(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。)として完成した施工実績(工事が完成し、その引渡しが完了したもの)を有すること。

キ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下「会社更生法に基づく更正手続開始の申立て等」という。）がなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ケ 本工事に係る設計業務等の受託者でなく、また、当該受託者と資本又は人事面において関連がないこと。

コ 入札参加資格の確認基準日は、下記6(1)に定める入札参加申込書等の提出期限の日とする。

(2) 特別共同企業体の資格要件

ア 特別共同企業体の構成員は3者とし、それぞれの出資比率が20パーセント以上であること。

イ 特別共同企業体の代表構成員は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であること。また、出資比率は構成員中最大であること。

ウ 特別共同企業体の結成方法は自主結成とし、本件入札に関して他の特別共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

エ 特別共同企業体の構成員の一部が、入札参加申込締切後に会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等がなされたこと又は入札参加資格制限に該当したこと若しくは指名停止を受けたことにより、その企業体の構成員の資格を失った場合においては、平成24年8月13日（月）までの間、その企業体の残存構成員は、資格を失った構成員に代わる構成員を補充した上で、新たな特別共同企業体を結成し、入札参加の申込みを行うことができ、新たな入札参加申込者が入札日までに入札参加資格の確認を受けたときは、入札に参加することができる。

オ 特別共同企業体の全ての構成員は、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置すること。

(3) 配置予定技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法の規定による建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を本工事に専任で配置できること。

また、配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係）がある者で、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

なお、監理技術者については、代表構成員が配置すること。

(イ) 1級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有すること。

(ロ) 平成9年度以降に上記(イ)カにおいて代表構成員に施工実績を有することを求める工事の施工経験を有すること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

また、本件が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

ウ 落札者は、契約期間中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に専任で配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置予定技術者を変更することを認めない。

4 契約条項等を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等及び下記7(5)ケで提出を求める誓約書については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

平成24年7月6日（金）から同年8月16日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（午後0時30分から午後1時30分までを除く。）

(2) 閲覧場所（公告事務を担当する部局）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課

電話（078）341-7711 内線4365、4340

5 入札説明書及び入札参加資格確認資料並びに誓約書及び設計図書の交付

(1) 交付期間

ア 入札説明書及び入札参加資格確認資料

平成24年7月6日（金）から同月18日（水）まで

イ 誓約書及び設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下同じ。）

平成24年7月6日（金）から同年8月16日（木）まで

(2) 交付方法

兵庫県のホームページ（<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>）に掲示して様式等を提供する。

なお、様式等は、兵庫県ホームページの「入札・公売情報」→「入札情報」の中の「入札情報サービス」（<https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>）→「入札公告」→「検索」→本工事の「工事名称」→「公告文書等」の中の「Download」順にクリックして各画面を開き、ダウンロードにより保存することにより取得すること。

6 入札参加の手続

本工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び入札参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

平成24年7月9日（月）から同月18日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（入札参加資格確認資料の提出については、午後0時30分から午後1時30分までを除く。）

(2) 提出方法

ア 入札参加申込書は、電子入札システムを使用して送信する。

なお、入札参加申込みを有効に行うためには、入札参加申込書の情報が、提出期間中に、契約当事者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

また、入札参加申込書を送信した者は、証拠として参加申込書受信確認通知を保管しておくこと。

イ 入札参加の申込みを使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ、特別共同企業体の代表構成員の兵庫県建設工事入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者の名義で取得して、そのICカード情報を兵庫県の電子入札システムに登録したものとす。

ウ 入札参加資格確認資料は、前記4(2)の場所に持参する。

7 入札手続等

(1) 入札期間

平成24年8月17日（金）から同月20日（月）まで

午前9時から午後5時まで（8月20日（月）は午後4時まで）

(2) 開札日時

平成24年8月21日（火）午前10時から

(3) 入札方法等

ア 入札書に必要な事項を入力し、電子入札システムを使用して送信すること。

イ 所定の場所に所定の日時までに第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）を持参又は郵送により提出すること。

(4) 入札保証金及び契約保証金

要

(5) 入札に関する条件

ア 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が、契約当事者の使用に係る電子計算機のファイルに所定の入札期間内に記録されること。

イ 所定の額の入札保証金が納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 契約当事者の使用に係る電子計算機のファイルに記録されるべきものが分明であること。

オ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入力された金額に100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者

- は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入力すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。
- カ 入札に使用したICカードが、入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者が取得したものであり、かつ、やむを得ない事由があると契約担当者が認めた場合を除き、入札参加の申込みに使用した名義人のものであること。
- キ 所定の場所に所定の日時までに、第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）を提出すること。
- ク 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (4) 初度の入札において上記イからカまでの条件に違反し無効となった入札者のうちウに違反し無効となった者以外の者
- ケ 落札金額が200万円（消費税込）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。
- (6) 無効とする入札
- ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても無効とする。
- ウ 申込書等に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。
- エ ICカードを不正に使用した入札は無効とする。
- オ 下記8(5)により技術者を追加して配置しなければならない場合において、必要な技術者を追加して専任で配置できない者のした入札は無効とする。
- (7) 落札者の決定方法
- ア 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。
- イ 地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を設けているので、調査基準価格（調査基準価格の算定式については次のとおり。直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.8＋一般管理費×0.3〔「直接工事費」は県が工事費の積算に用いる直接工事費（営繕基準）の10分の9、「現場管理費」は県が工事費の積算に用いる直接工事費（営繕基準）の10分の1と現場管理費（営繕基準）の合計〕）を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを審査の上、落札者を決定する。
- なお、調査の対象となった者は、この調査に協力すること。
- ウ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちにくじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。
- (8) 支払条件
- 支払条件は、次のとおりとする。
- ア 年割支払 有
- イ 前金払 有
- ウ 中間前金払 有
- エ 部分払 有
- オ 中間前金払と部分払の選択該当工事の別 有
- 8 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。
- (3) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約そ

の他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を県に提出すること。

(4) 上記(3)の誓約書の写しの提出がない場合には、工事成績評定点を減点する。

(5) 調査基準価格を下回った場合の措置

ア 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを入札者からの提出資料、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、審査の上、落札決定する。

イ なお、その者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、特別重点調査基準価格（特別重点調査基準価格の算定式については次のとおり。直接工事費×0.9+共通仮設費×0.7+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3〔「直接工事費」は県が工事費の積算に用いる直接工事費（営繕基準）の10分の9、「現場管理費」は県が工事費の積算に用いる直接工事費（営繕基準）の10分の1と現場管理費（営繕基準）の合計〕）を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。

また、特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ、上記に示す特別重点調査基準価格を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある（詳細は、「低入札価格調査における特別重点調査について」を参照のこと。）。

ウ 調査基準価格を下回った入札を行った者に対しては、開札後の平成24年8月21日（火）午後5時までに連絡するものとし、資料の提出は平成24年8月28日（火）午後5時までにを行うものとする。

なお、事情聴取の日時、場所等必要な事項は別途通知する。

資料の提出が一部でもない場合、内容に不備がある場合及び事情聴取に応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として失格とする。

エ 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に、前記3(3)アに定める代表構成員が配置する監理技術者の要件と同一の要件（前記3(3)ア(イ)に掲げる施工経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

なお、当該技術者は代表構成員が配置するものとし、施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

(6) 詳細は入札説明書による。

(7) 問合せ先

上記4(2)に同じ。

9 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Nature and quantity of the services to be required:

Construction of a newly integrated hospital of Hyogo Prefectural Amagasaki Hospital and Hyogo Prefectural Tsukaguchi Hospital (First phase)

Hospital Ward

Steel-Reinforced Concrete (SRC), partially Steel (S) and Reinforced Concrete (RC)

11 floors above the ground, 1 underground floor and 2 story penthouse

Total floor area 77,310.66m²

Temporary Nursery Building S One-story building Total floor area 198.74m²

Bicycle Parking(I) S One-story building Total floor area 84.00m²

Bicycle Parking(II) S One-story building Total floor area 84.00m²

Stockpile Warehouse(I) S One-story building Total floor area 45.31m²

Stockpile Warehouse(II) S One-story building Total floor area 45.31m²

Outdoor facilities (Fences, paving, drainage, planting, and other structures)

Demolition work (Total floor area of buildings to be demolished: 19,930.15m²)

・Keitakukan RC 2 floors above the ground Total floor area 336.00m²

・Clubrooms S 2 floors above the ground Total floor area 262.00m²

・Audiovisual Room S One-story building Total floor area 134.00m²

・South Wing RC 4 floors above the ground Total floor area 1,164.00m²

・Connecting Corridor (I) RC	3 floors above the ground	Total floor area	84.15㎡
・Gymnasium RC	3 floors above the ground	Total floor area	2,952.00㎡
・East Wing RC	4 floors above the ground	Total floor area	4,168.00㎡
・Toilet RC	2 floors above the ground	Total floor area	106.00㎡
・Computer Room RC	3 floors above the ground and 1 underground floor	Total floor area	2,727.00㎡
・Connecting Corridor (II) RC	2 floors above the ground	Total floor area	212.00㎡
・West Wing RC	3 floors above the ground	Total floor area	2,292.00㎡
・Main Building RC	3 floors above the ground	Total floor area	2,576.00㎡
・Connecting Corridor (IV) RC	2 floors above the ground	Total floor area	75.00㎡
・Cafeteria S	2 floors above the ground	Total floor area	540.00㎡
・Main Building for the Commercial Course RC	4 floors above the ground	Total floor area	2,302.00㎡
・Demolition work of outdoor facilities (Fences, paving, drainage, planting, and other structures)			
・Demolition work of electric equipment			
・Demolition work of machinery and equipment			
(2) Deadline for the submission of application forms: 16:00, July 18, 2012			
(3) Deadline for tender: 16:00, August 20, 2012			
(4) Contact: Contract Management Division, Policy Planning & Coordination Bureau, Public Works & Development Department, Hyogo Prefectural Government 10-1 Shimoyamate-dori 5 chome, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567 Tel: (078) 341-7711 Ext. 4365 or 4340			

公 安 委 員 会 規 則

兵庫県道路交通法施行細則及び金属くず営業条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年 7月 6日

兵庫県公安委員会
委員長 橋 本 猛 伸

兵庫県公安委員会規則第6号

兵庫県道路交通法施行細則及び金属くず営業条例施行規則の一部を改正する規則

(兵庫県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 兵庫県道路交通法施行細則(昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。
第9条の2第3項第1号中、「(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の適用を受けない者である場合にあつては、外国人登録法(昭和27年法律第125号)第5条第1項に規定する登録証明書の抄本)」を削る。

様式第41号の3中

「
外国人
登録証
明書等
」

を

「
在留カ
ード等
」

に改める。

(金属くず営業条例施行規則の一部改正)

第2条 金属くず営業条例施行規則(昭和39年兵庫県公安委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第3条第1号アを次のように改める。

ア 住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項(外国人にあつては、同法第30条の45に規定する国籍等)を記載したものに限る。以下同じ。)

第15条第1号中「(外国人にあつては外国人登録証明書の写し)」を削る。

附 則

この規則は平成24年7月9日から施行する。